

フランスにみる「植民地忘却」

——『<新>植民地主義論』を手がかりに——

平野千果子

はじめに

植民地支配の歴史を正面から捉える作業は、いずれの国においてもたやすく行なわれてきたことではない。植民地化は武力に勝る国が、したがって技術力に勝る国が主体となったものであり、「文明化」であったとの主張がなされやすい状況が基本にあるのは、植民地支配を実行した国々に共通することだろう¹⁾。これは「植民地忘却」につながる大きな一因である。日本の場合は第二次大戦に敗れたことが、少なくとも歴史認識を問う「外圧」を受ける結果を引き起こしているが、この戦争に勝利したヨーロッパ諸国の場合、植民地支配の歴史を問い直す契機はそもそも小さいと言わなければならない。

それでもフランスは、第二次大戦中のナチ占領下におけるユダヤ人迫害の実態が明らかにされる過程で、植民地支配の過去も直視せざるを得ない状況が生まれてきた。それはアルジェリア独立戦争や、奴隷制・奴隷貿易をめぐる記憶などをどう歴史に位置づけていくか、という議論にも発展しているのだが、他方で歴史や現状に批判的な姿勢に対しては、強烈な反動も生まれている²⁾。

しかしいずれの議論においても、植民地主義が形を変えて今日の世界にも継続しているという考えは、さほど受け入れられているようには思われない³⁾。まして「反動的な」陣営の議論を見る限り、そのような視点は皆無である。それはポスト・コロニアルの問題であり、西川長夫が最新の著作『<新>植民地主義論』（平凡社、2006年）で提起する問題でもある。

本稿は、この『<新>植民地主義論』の問題提起に直接応えるものではないが、フランス帝国史を研究する立場から、フランスの場合にみられる「植民地忘却」の背景について、本書を参照しながら考察を進めたい（本書からの引用は（ ）内にページ数を記す）。それにあたってまず言葉の問題から留意すべき点、次いでヨーロッパ統合史に見える植民地主義的側面に言及したい。そして最後に日本からの視点について考えるという手順で、まとめようと思う。それらを通して最終的には国民国家の問題にたどり着くだろう。

1. 「植民地主義」と「植民地化」

「帝国主義が批判的な対象となって以来、帝国主義とともに植民地主義はつねに言及されてきた。だが、エメ・セゼールの『植民地主義論』（1950年）を別とすれば、植民地あるいは植民地主義は、かつて正面からまっとうに論じられたことがあったのだろうか」（12ページ）。これは西川の新しい「植民地主義論」が冒頭で投げかける疑問である。

フランスの場合、言葉の問題から見ても、この指摘は当を得たものである。フランス語辞典『プチ・ロベール』では、フランス語におけるこの語の初出は1902年と記載されているが、もう少し早い使用例を記す文献もある。それらによれば植民地主義という言葉が最初に使われたのは1895年、経済学者のギュスターヴ・ド＝モリナリ（Gustave de Molinari）によるという。モリナリは当時の「悪」として、「保護主義、国家主義、社会主義、軍国主義、そして植民地主義」の5つをあげている⁴⁾のだが、自由主義経済を支持する立場からモリナリは、植民地を囲いこんでも経済的利益につながらないという認識をもっていた。つまりモリナリは植民地の領有そのものに反対する立場から、批判する対象を名指すために、植民地主義という言葉を使い始めたことになる。

世紀が改まった1905年には、ポール・ルイの『植民地主義』という小さな書物が出版された。一般的にはこれを契機に、植民地主義という言葉は流布されるようになったとされる⁵⁾。ルイはマルクス主義者であり、この書物は厳しい植民地主義批判に貫かれている。ルイのこの書を植民地主義という言葉の初出とする見解は根強い⁶⁾が、モリナリもルイも、出発点とする思想は180度異なるとはいえ、植民地主義を「批判」する点では共通する。やはりこの言葉は、「批判のために」生み出されたと言ってよいだろう。

そうであるならば、植民地支配を肯定する立場からこの言葉を使うことは、考えにくい。事実フランスでは、自らの植民地拡張や支配の歴史については「植民地化」(colonisation)が一般には使われており、歴史書でも「植民地化の歴史」という題名が普通である。冒頭に記したように、「植民地化」は「文明化」と同義のものとして捉えられてきた言葉である。それに対して、フランス語で「植民地主義」(colonialisme)がタイトルに入っている書物があれば、それだけで著者のスタンスが示される結果ともなっている⁷⁾。

2003年に『植民地主義黒書』を編んだマルク・フェロは、その序文で、被植民者の側は「植民地化」よりは「植民地主義」という言葉を用いる場合が多いと指摘し、次のように両者の相違を記している。「植民地化が全面的に「植民地主義」と同一のものでないのは明らかである。なぜなら少なくとも植民地化は、反植民地主義的な言説も発信していたからである」。他方でフェロは、「この半世紀来、植民地化やその行き過ぎ、あるいはその正当化をも含めて、総体としての現象を示すには「植民地主義」という言葉が使われている」と総括している⁸⁾。しかし出版される書籍の題名などを見ても、「植民地化」と「植民地主義」の使い分けは、今日でもフランスには根強く残っていると見るほうが、現実に近い。

ちなみに2006年5月22日付の『朝日新聞』は、『プチ・ロベール』の「植民地化」の項目にある、「植民地にして開発すること」(mise en valeur)という記述が、植民地政策の正当化だと黒人団体から批判されたことを報じている。ロベール社は「植民地主義」の項目には批判的な記載があり（「入植者の利益のために占領・開発する政策」）、植民地政策を肯定するものではないと反論しているという。辞書の記述をめぐる今日の論争も、本稿の解釈を補完してくれるであろう。

無意識に、あるいは暗黙裡になされるこうした言葉の使い分けは、フランスの歴史は「善」としての植民地化に関係するのであって、マイナスのものとして理解される植民地主義には関係しない、というある種の錯覚を起こさせ、「植民地忘却」に導く要因になっていると言える。

フランスの場合は、「植民地化」と表現される現象も含めて、過去の問い直しを行なう必要があることは、改めて確認をしておきたい。

以上のように、言葉の問題を通してみても、フランスなどヨーロッパ諸国の植民地支配の歴史を問うことは、なかなか厄介である。さらにヨーロッパの統合が深化することは、そうした過去がいっそう見えにくくなる一因を提供している。次にヨーロッパ統合の歴史を振り返りながら、この問題を考えていこう。

2. ヨーロッパ統合の問題

再び『<新>植民地主義論』から引用しておきたい。本書で西川長夫は、「最近のヨーロッパ各国における移民政策の推移をたどってみれば、EU（ヨーロッパ連合）の形成が、旧植民地との断絶を強め、植民地忘却の傾向が際立っていることが指摘できる。それはあたかもEUに統合された（主権の一部を移譲した）ヨーロッパの列強は、もはや旧宗主国ではなく旧植民地の遺制にかかわる必要はないのだと言わんばかりである」（10ページ）と述べ、ヨーロッパのレベルにおける「植民地忘却」の状況を批判している。

本稿はこの問題意識を共有するものだが、それに加えて、統合の第一歩を印した1957年のローマ条約には当初、「新植民地主義（ネオコロニアリズム）」という批判もあったのであり、改めてこの歴史を振り返る必要があると考えている⁹⁾。こうした批判を受ける状況を作ったのはフランスでもあるので、まずその背景を概観しておくことにする。

周知のようにローマ条約の目的の一つは、ヨーロッパ共同市場を創設することであった。ところがフランスは、ブラック・アフリカ植民地を中心に、フラン通貨圏を形成していた。これはフランを基軸とする一種の「共同市場」である。つまり、ヨーロッパ共同市場が創設されれば、フランスは二つの「共同市場」に同時に加盟することになる。これが困難であるのは言うまでもあるまい。他方でフランスは、フラン通貨圏において一定の資源の買い取りを保障することなどを通して、経済支援の役割も果たしていたのだが、そうした支援を他のヨーロッパ諸国にも協力して担ってほしいと考えていた。以上のことからフランスは、創設すべきヨーロッパ共同市場には植民地も含む、という条件を提示し、それが認められなければヨーロッパ統合には参加しないという強硬な姿勢を打ち出した¹⁰⁾。フラン通貨圏をヨーロッパに抱えこむことで二つの共同市場への加盟という事態を避け、また経済面でも有利な展開を図ったのである。

経済支援が重荷であるならば、植民地はもはやフランスの経済的繁栄を約束するものではない。実際、経済界を中心に植民地の放棄を主張する声は聞かれていた。ただし、世界において大国としての地位を失ったフランスが、統合ヨーロッパ内で指導的発言権を獲得していくには、それなりの基盤が必要であろう。詳述する余裕はないが、戦間期からの状況からしても、その基盤こそが海外領土であったと考えられる。ヨーロッパ統合への交渉過程で、フランスが植民地の放棄を考えていたということはない¹¹⁾。

結果としては、他のヨーロッパ諸国、とりわけドイツの譲歩により、フランスはこの目標を達成することができた。すなわちローマ条約の第4部「海外の国と領土の連合」において、加盟国の海外領土（＝植民地）との特権的な貿易のあり方などが規定されたのである¹²⁾。当時の

フランス海外領土の中心だったブラック・アフリカは、1960年に相次いで独立することから、ヨーロッパと海外領土とを一つに束ねた貿易圏が機能するまでには、いたらなかった。それでも1950年代のフランスが模索していたのは、明らかに旧植民地帝国との関係を基礎とした構想であり、「新植民地主義」といえる側面も否定できない。このことが後の統合ヨーロッパの性格を全面的に規定するわけではもちろんないが、少なくとも当初、海外領土問題は、ヨーロッパ統合の成り行きを左右しかねない重要性をもっていたことは、ここに記しておく¹³⁾。

注意すべきは、植民地自身がこの共同市場への参加を希望していたことである。とくに親フランス的傾向が濃厚なブラック・アフリカがそうであった¹⁴⁾。それには経済的な背景もあろうが、理由のいかんを問わず、植民地の側から本国との結合関係（従属関係）に期待する意思表示があるならば、植民地支配の過去を問う契機は限りなく小さくなる。こうした歴史もまた「植民地忘却」をもたらす一つの要因であることは、指摘されてよい。さらに言うなら、今日の問題の一つは、先進地域ヨーロッパと「後進」地域の間で格差が構造化されている点であろう。それら現代の差し迫った諸問題を考える上でも、歴史的経緯を把握しておくことは重要に思われる。とくに民族自決の原則が世界で受容されてきたなかで、植民地が本国との連携を希望した事実は、支配の構造化という側面からも、改めて考えるべきテーマとなろう¹⁵⁾。

これには日本も無縁ではない。近年では、統合ヨーロッパを一つの「手本」として、アジアでの「共同体」形成を模索する動きもみられるが、ヨーロッパ統合が求めた平和や経済の進展などといった側面のほかに、旧支配地域とどのような関係を構築しようとしたのかについて、認識を深める必要はあるだろう。そうした点も考えれば、歴史の問い直しは、一国単位で行なわれることでないのは明らかである。植民地支配の過去については、それぞれの旧宗主国の共通する要素や相違する要素を見出し、個々の経験をどのように評価するのかを考えることも、重要な課題となるはずである。そのような意味からも、最後に日本の問題について考えていきたい。

3. 日本の支配をめぐる

本節では、日本の支配をめぐる新聞紙上での発言を引用することから始めよう。2006年4月からほぼ一年にわたって、『朝日新聞』に「歴史と向き合う」というシリーズが掲載された。10月には『「大東亜共栄圏」とは何か』をテーマにした対談があったが、そのなかで日本の支配の特徴を問われた論者が以下のように答えていたのである。「本国に近いところからだんだんと外側に同心円状に広がっていったことです。英仏などの欧州諸国が遠方に資源を求めて植民地を作っていったのとは違う」¹⁶⁾。奴隷貿易の過去を見れば、そうした側面もあるかとは思われる。しかしこれは、いつの時代のことを語っているのだろうか。

こうした発言からは、そもそも「植民地」とは何だと理解されているのか、という疑問もわく。「英仏などの欧州諸国」の例で言えば、古くはイギリスの 아일랜드 支配、近代ではフランスのアルジェリア支配は、どう説明されるのだろうか。あるいはコルシカのようなフランス「周縁」の地域は、どう位置づけられるのだろうか¹⁷⁾。また、たとえば徐々に周囲に支配を拡張していったロシア帝国の例は、どう理解されるのだろうか。近いところから支配を広げてい

たのが日本の特徴だとするのは、きわめて一面的な見方であることに気づかざるをえないだろう。

『＜新＞植民地主義論』序文の「内面化された植民地主義」という節のなかに、次のような指摘がある。「地方が一種の植民地であったことは、「文明化」と「同化」を口実とする沖縄や北海道の「経営」（「北海道旧土人保護法」は1899年〔明治32年〕）を見れば明らかであるが、あらゆる地方は同じ意味で多少とも植民地であった」（25-26ページ）。西川は、文明化された中央と文明化されるべき地方という関係から、国民国家が本来的にもつ植民地性を問うわけだが、その点については最後に立ちもどりたい。ただ、かりに日本が本国に近いところから外側へと同心円状に拡大していったとして、そのさい本国と植民地、あるいは日本の「地方」と植民地との線引きは、どこになされると考えるべきなのか。それも、どの時代かを特定していかなければならないのではないか。

やや唐突に思われるかもしれないが、ここで日本において、植民地支配の過去が問い直される際の「特徴」について考えておきたい。というのはヨーロッパの帝国史を研究する立場からすると、日本の支配の歴史を問おうとする人びとのなかに、ある奇妙な傾向が看取されるからである。それは研究者に限ったことではないが、旧宗主国のなかで日本の支配が最も過酷であった、という前提に立つ場合が散見されるのである。こうした人びとが良心的であることに疑問の余地はないし、むしろ良心的であるからこそ真摯に、そして厳しく日本の過去の過ちを問い質そうとするのであろう。しかしその一方で、自分たちの作業の妨げと考えるのであろうか、あたかも日本以外の国々による支配の歴史を明らかにすることは、いわゆる「自虐史観」を批判する潮流に資する、として切り捨てるかのような傾向には、筆者自身かなり頻繁に遭遇してきた。

21世紀に入った今日では、比較の重要性も認識され、ヨーロッパ諸国による支配の歴史についての研究も進んでいるし、関心も広がっている。ヨーロッパの過去に関しては口をつぐませる、ということはおもはやない。それでもなお「日本の支配の残虐さ」、それも含めた「日本の特殊性」は、相変わらず声高に語られていると思われる。場合によっては、そうした「特殊性」を強調するために、他国の例（すなわちヨーロッパ諸国の例）については、十分吟味することなく、思い込みで歴史を描いているように見受けられることも少なくない。

こうしたことを記すのは、前述の対談には、ややそれに近いものを感じるからである。引用したような表現は、遠方の「異民族」支配よりも、「隣人」であるアジアの人びとを植民地化したことを、より問題視する立場につながるものでもあろう。同じ論者はさらに、英仏は植民地省があったので文民統制ができていたが、日本の場合は軍部が独走したという趣旨の発言もしている。細部には立ち入らないが、フランスの植民地省は1894年に設置されたもので、それまで植民地は海軍省付属の一部局の担当であった。近代フランス最大の植民地アルジェリアについて言うなら、1870年に「内務省」の管轄下に入れられて「内地」扱いになるまで、1830年から続いた征服戦争やその後の「平定」の期間を通して、陸軍省の担当であった。あるいはヨーロッパ諸国のアフリカ支配に関しては、本国の許可を得た特権会社が現地で自由に振舞い、現地住民を奴隷労働に狩り出す場合も多かった¹⁸⁾。

そうした点も考えるなら、「日本と比較」するには、対談での語りはやや認識が大雑把に

すぎないだろうか。歴史家は自分の領域については慎重になるものであるが、自分の手がけていない領域にはルーズになっていいのだろうか。知らない領域にこそ慎重になるべきとも思われるが、こと植民地問題となると、取るべき手続きを経ないまま、最も過酷な支配をした日本、という前提ですべてが語られる観がある¹⁹⁾。

つけ加えるならば今日のフランスでは、奴隷の子孫を自任するアフリカ系フランス人が、ユダヤ人に比べてアフリカ系の人びとには十分な補償も、また社会的認知もないとして物議を醸している。彼らはユダヤ人が苦しみのヒエラルキーを独占していると告発するのだが、それは「苦しみの序列化」と揶揄される状況を生み出してもいる²⁰⁾。苦しみの比較は歴史研究の目的では決してない。残虐さの比較も同様である。それらは不毛な議論にしか結びつかないだろう。支配や抑圧に苦しんだ人びとへの共感や想像力が重要であるのは言うまでもないが、日本の支配が最も過酷だった、という前提に立つかぎり、フランスに植民地化された人たちは日本の支配を受けるよりましだった、という別の無意味な前提にもつながっていく²¹⁾。それはフランスの支配を受けた人びとの苦しみを軽んじることでもある。

西川は「自己植民地化」の問題を論じるなかで、「文明化された欧米」と「文明化されるべき日本」という対比を示し、日本が「自己植民地化」に向かう姿勢を指摘している（27ページ）。本節の関心に引きつけて言うなら、こうした対比が日本のなかで内面化されていることが、ヨーロッパより「野蛮な」日本による、より残虐な支配の歴史、という無意識の認識の基にもなっているのではないか。ヨーロッパ、少なくともフランスにおいても、日本の支配が抜きん出て残虐で過酷だったというのは、ほぼ共有された認識である。こうした前提から出発するかぎり、あるべき比較は成り立たないどころか、フランスなど他の地域による植民地支配の歴史を研究する妨げにすらなる。それではヨーロッパ諸国それぞれの特殊性について明らかにすることは、到底できないであろう。まして日本の特殊性が語られようはずは、ないと思われる。

おわりに

以上、フランスを事例に「植民地忘却」を促すものを三つの視角から考えてきたが、本稿の最後にもう一つの論点として、西川の次の一節を引いておこう。「植民地主義という言葉のもつ強いイデオロギー性が反植民地闘争のなかで現実の一面を覆い隠し、別種の植民地主義（まさしく国内植民地主義である）を生み出してきたことを認めなければならない」（22ページ）。

支配と抵抗という二分法に立つ研究は十分に批判され、今日では支配者と被支配者の相互的な関係にも視野が広がられてきている。しかし被支配者が支配者になる側面、すなわち被支配の側が別の方向に向けていく植民地主義というのは、一つの盲点であろう。そうした抑圧を旧支配地域である欧米（場合によっては日本）が批判しているのが現状であり、そのことがまた、旧支配者の「植民地忘却」を招くという事態にもなっていよう。

これに続けて西川は、「サイドが『文化と帝国主義』のなかで開発独裁型の独立を厳しく戒め、フランツ・ファノンを援用しながらナショナリズムではない解放理論を目指すのはこのような文脈においてであろう」（同）と指摘している。これを達成することの難しさの一端は、「国内植民地主義」の問題が、問題として名指されてこなかったことにもみられるのではないか。

かつての被支配者による新たな植民地主義が、内部ではなく外部に向かっていく事態についても考える必要があるが、これについては別の機会に譲りたい。いずれにせよ国内植民地主義は、被支配の側による新たな国民国家形成という側面に注目してこそ、浮かび上がってくる論点である。先にフランス領ブラック・アフリカが親フランス的であったことに言及したが、それについてもこのような観点を含めて再考されてしかるべきであろう。

『<新>植民地主義論』の末尾では、「国民国家は植民地主義の再生産装置である」(268ページ)と指摘されている。これは著者による国民国家論の一つの到達点だと思われるが、「文明化」され「国民化」されていく国内の周縁部のことを含めて植民地問題を考えていくと、確かに最後はこの言葉に行き着かざるを得ない。この指摘は「植民地忘却」の問題を考える上でも重要である。「残虐さの度合いへの認識」によって歴史研究の方向性が決定されるのではなく、国民国家の形成や国民意識の醸成という、近代国家に共通する要素から植民地問題を考えていくことができるからである。各支配国の特殊性、植民地化された地域の独立(あるいは従属)に向けた歩みといった点も含め、この視角は今後植民地問題を考える際の、有益な比較の枠組みを提供している。

注

- 1) フランス帝国史の場合については、拙著『フランス植民地主義の歴史』人文書院、2002年を参照されたい。
- 2) 拙稿「歴史を書くのはだれかー2005年フランスにおける植民地支配の過去をめぐる論争」『歴史評論』(特集:植民地主義再考)第677号、2006年9月。フランスの歴史や現状をめぐる過剰な「悔悛」を非難する論調としては、たとえば以下。Max Gallo, *Fier d'être Français*, Paris, Fayard, 2006; Général Bigeard, *Adieu ma France*, Paris, Ed. du Rocher, 2006。とくにガロはイタリア系移民二世であることに注意したい。ガロのこの著作は書店で平積みになっている。
- 3) フランスでは、旧植民地系の「フランス人」の増加ともあいまって、今日の「植民地性」が一部で指摘されてはいる。2005年1月、インターネット上に掲載された«L'appel des indigènes»はその一例だが、広汎な支持は得られなかった。前掲拙稿を参照のこと。
- 4) Charles-Robert Ageron, *Histoire de l'anticolonialisme*, Paris, PUF, 1972, p.5; Jean-Pierre Biondi, *Les anticolonialistes: 1881-1962*, Paris, Robert Laffont, 1992, p.75.
- 5) Cf. Paul Louis, *Le colonialisme*, Paris, Librairie Georges Bellais, 1905。本書については、拙稿「ポール・ルイ著『植民地主義』(1905年)ー言葉から植民地問題を考える」『現代史研究』(現代史研究会)第41号、1995年12月を参照。ただしビオンディは、辞書に「植民地主義」が掲載されるようになるのは1914年以降だと指摘している。Biondi, *Ibid.*。ちなみにフランス語辞典『プチ・ロベール』ではanticolonialismeの初出は、1903年と記載されている。
- 6) Cf. Jean Martin, *Lexique de la colonisation française*, Paris, Dalloz, 1988, p.75.
- 7) 西川も引用するセゼールの『植民地主義論』に加え、以下の文献をあけておく。Jacques Arnault, *Procès du colonialisme*, Paris, Editions Sociales, 1958; Daniel Guérin, *Ci-gît le colonialisme*, Paris, Mouton, 1973.
- 8) Marc Ferro (ed.), *Le livre noir du colonialisme: 16-21e siècles*, Paris, Robert Laffont, 2003, p.10。つけ加えるならば「フランス帝国主義」(impérialisme français)をタイトルに掲げる史書もまれである。
- 9) たとえば最初期における日本発の批判としては、具島兼三郎『現代の植民地主義』岩波新書、1958年、同「ユーラフリカ計画と集团的植民地主義」『法政研究』(九州大学)28巻2号、1962年、などを

参照されたい。

- 10) 高島忠義『ロメ協定と開発の国際法』成文堂, 1991, 16-25ページ。Rik Schreurs, *L'Eurafrrique dans les négociations du Traité de Rome: 1956-1957, Politique africaine*, no.49, mars 1993.
- 11) この点については戦間期に人口に膾炙するようになった「ユーラフリカ」(Eurafrrique) 概念を軸に、近く詳述する予定である。
- 12) 対象となったのは、全フランス領(ブラック・アフリカ, 太平洋地域など)に加え、ベルギー領コンゴ, ルワンダ, ブルンジ, イタリア領ソマリランド, オランダ領ニューギニア(スリナムとカリブ海地域は後に参加することとなった)である。
- 13) ちなみにカリブ海やインド洋に位置するフランス海外県と、当時内地扱いだった北アフリカのアルジェリアは、ローマ条約第6部227条で本国の県に準ずると定められた。アルジェリアは1962年に独立するが、海外県には、2002年1月1日から共通通貨ユーロも流通している。非ヨーロッパ圏がヨーロッパ統合の歴史に深く巻き込まれている一例を、ここに見ることができるだろう。
- 14) Cf. «L'Eurafrrique en marche», *L'Eurafrrique*, No. 9, Avril 1953, pp42-45.
- 15) この構想を受けて1960年代にはEC-アフリカ諸国間の経済援助協定が締結されていく。
- 16) 『『大東亜共栄圏』とは何だったか』における山室信一の発言。『朝日新聞』2006年10月27日朝刊(朝日新聞取材班『『過去の克服』と愛国心』(歴史と向き合う2)朝日新聞社, 2007年に再録)。
- 17) コルシカを植民地と位置づけるか否かについては議論があろうが、たとえば次のような文献を参照。Francis Affergan et al., *Corse - Colonies* (Colloque 19-20 septembre 2002), Ajaccio, Editions Alain Piazzola, 2004.
- 18) アフリカについてはたとえば藤永茂『『闇の奥』の闇』三交社, 2006年を参照。またアンドレ・ジッポの『コンゴ紀行』(1927年)は、フランスの支配を正当としたうえで、特権会社による残酷な搾取のあり方を批判したものである。現地の官僚などが本国の政策を無視する形で支配を進めた一側面については、拙稿「戦間期フランスと植民地-帝国を移動する人びと」『帝国への新たな視座』青木書店, 2005年などを参照。
- 19) 同日の『朝日新聞』の対談では、インドネシア専門家である倉澤愛子が、日本は「徹底した同化政策を実行」したと述べているが、「徹底した同化政策」とは何か。同化の問題を扱う際に注意すべき点については、前掲拙著, 1, 3章を参照されたい。
- 20) こうした点については、前掲拙稿, 第3章を参照。
- 21) Cf. Chikako Hirano, « Une histoire de France vue du Japon: autour de l'esclavage et de la colonisation », *Le Banquet*, 2007. (à paraître)